

吹田市開発事業の手續等に関する条例施行規則及び自動車用の駐車施設の設置に関する基準の改正等の骨子案に対する提出意見と市の考え方について

1 提出期間 令和2年（2020年）8月3日（月曜日）～
令和2年（2020年）9月2日（水曜日）

2 提出意見数 9件（2通）

3 提出意見と市の考え方 以下のとおり

	提出意見	市の考え方
1	3,000m ² に近い（比較的小さい）敷地面積の場合、既定の駐車場台数を確保するために機械式駐車場を計画することがほとんどであり、緩和措置が適用できないため、機械式駐車場での緩和措置として壁面緑化を適用頂きたい。	緩和の条件の施設として、緑地及びプレイロットの他に、自転車用、原動機付自転車用及び自動二輪用の駐車施設を想定しています。それらの施設と壁面緑化の性質を考慮した場合、平面上（地上面）で緩和に適用する面積を求積しないと整合性が取れないため、壁面緑化を適用することは困難です。
2	緩和措置となる設置基準台数と計画台数の差×駐車区画面積×1/2の面積を緑地等にする場合、家族向住戸として、3,000m ² に近い（比較的小さい）敷地面積の場合、その規模の平地面積（緑地等）を確保することは困難であるため、条例施行基準の緑化規定（高木、中木等の面積換算）を適用して頂きたい。	緩和の条件としている施設と緑化面積の算定方法を考慮した場合、平面上（地上面）で緩和に適用する面積を求積しないと整合性が取れないため、緑化面積の算定方法を適用することは困難です。
3	駅周辺地域は、それ以外の地域よりさらなる緩和処置ができるように検討していただきたい。 （同一意見 他1件）	共同住宅における駐車施設の利用実態を調査したところ、駅周辺地域とそれ以外とで大きな差はありませんでした。今回の改正等では、駅周辺地域について、緩和することは考慮しておりませんが、今後の利用実態を注視してまいります。

4	<p>用途地域による緩和の種別を設定して頂きたい。 (同一意見 他1件)</p>	<p>現行の設置基準において、商業地域について、緩和の基準を設けております。 今回の改正等は、本市全域の利用実態に合わせることを目的としており、新たに用途地域による緩和を考慮しておりませんが、今後の利用実態を注視してまいります。</p>
5	<p>緩和の条件で必要面積を緑地、プレイロット「等」として利用しなければならないと記載されているが、緑地、プレイロット以外の利用方法は何か？</p>	<p>緩和の条件の施設として、緑地及びプレイロットの他に、自転車用、原動機付自転車用及び自動二輪用の駐車施設を想定しています。</p>
6	<p>計画において自動車の台数を減らすことについて賛成である。 高齢化、若者の車離れなどによる。</p>	<p>引き続き、駐車施設の利用実態を注視してまいります。</p>
7	<p>今回の緩和案だと立体駐車場計画が多く、平面が取れない状態が多い中、計画に緩和策として利用できない。また、立駐ばかりが増え、コストが上がる。 立体駐車場を減らすことが出来れば計画にとってすごく良い計画が可能になる。 たとえば、平面駐車を1台取った場合、立駐の2台分のカウントができるなど</p>	<p>緩和の条件の施設として、敷地の有効利用の観点から緑地及びプレイロットの他に、自転車用、原動機付自転車用及び自動二輪用の駐車施設を想定しています。今回の改正等では、自動車用の駐車施設を緩和の条件として考慮しておりませんが、今後の利用実態を注視してまいります。</p>

提出された意見の全文は、次ページからご覧ください。

吹田市開発事業の手續等に関する条例施行規則及び自動車用の駐車施設の設置に関する基準の改正等の骨子案に対する提出意見全文

	提出意見
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3,000m² に近い（比較的小さい）敷地面積の場合、既定の駐車場台数を確保するために機械式駐車場を計画することがほとんどであり、緩和措置が適用できないため、機械式駐車場での緩和処置として壁面緑化を適用頂きたい。 ・ 緩和措置となる設置基準台数と計画台数の差×駐車区画面積×1/2 の面積を緑地等にする場合、家族向住戸として、3,000m² に近い（比較的小さい）敷地面積の場合、その規模の平地面積（緑地等）を確保することは困難であるため、条例施行基準の緑化規定（高木、中木等の面積換算）を適用して頂きたい。 ・ 駅周辺地域は、それ以外の地域よりさらなる緩和処置ができるように検討していただきたい。 ・ 用途地域による緩和の種別を設定して頂きたい。 ・ 緩和の条件で必要面積を緑地、プレイロット「等」として利用しなければならないと記載されているが、緑地、プレイロット以外の利用方法は何か。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画において自動車の台数を減らすことについて賛成である。高齢化、若者の車離れなどによる。 ・ 用途地域による対応をお願いしたい。 ・ 駅・バス停の近くの建物計画においての緩和をお願いしたい。 <p>★緩和の条件</p> <p>緩和する場合には、原則となる設置基準の台数と事業者が計画する台数との差に駐車施設の区画の面積を掛け合わせた面積の2分の1以上を緑地、プレイロット等として利用しなければならないこととします。</p> <p>この緩和案だと立体駐車場計画が多く、平面が取れない状態が多い中、計画に緩和策として利用できない。また、立駐ばかりが増え、コストが上がる。</p> <p>立体駐車場を減らすことが出来れば計画にとってすごく良い計画が可能になる。</p> <p>たとえば、平面駐車を1台取った場合、立駐の2台分のカウントができるなど</p>